明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○登録証明機関の事務所の所在地の変更に関する件（総務三七八）　一
○円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三六三）　二
○重要文化財（建造物）を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁五九）　二
○保安林の指定をする件（農林水産二三五四～二三七四）　五
○保安林の指定を解除する件（同二三七五～二三七八）　五
○電気工事士法施行規則第三条の三第一項の規定に基づき、電気工事士法第四条第四項第二号の指定を受けた養成施設の名称の変更の届出があった件（経済産業二二三）　六
○高圧ガス保安法第三十九条の三及び第三十九条の五の規定に基づき認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件（同二二四）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通一〇七四）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局一七九～一八一）　七
○浄化槽の型式を認定した件（同一八二）　七

〔人事異動〕

内閣　法務省　防衛装備庁　七

〔官庁報告〕

官庁事項　七

関東地方整備局公示（関東地方整備局）　九

〔公告〕

諸事項　九

官庁

財団、司法書士懲戒処分、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、弁理士懲戒処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等

厚生労働省共済組合定款の一部変更関係　三〇

会社その他　三一

告示

○総務省告示第三百七十八号

登録証明機関として登録した一般財団法人日本品質保証機構から電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の五第二項の規定による技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十月二十二日

総務大臣　山本　早苗

一　技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地

変更後	変更前
東京都八王子市南大沢四丁目4番地4	東京都世田谷区砧一丁目21番25号

○外務省告示第三百六十三号

平成二十七年十月六日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十七年十月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、スリランカ民主社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とスリランカ民主社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　四百五十四億二千八百万円（四五、四二八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、バンダラナイケ国際空港改善計画（フェーズ2）（第二期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、スリランカ空港航空公社（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・一パーセントとする。ただし、(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、スリランカ民主社会主義共和国政府によって保証される。

4(1)　借款は、スリランカの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5　スリランカ民主社会主義共和国政府は、4(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　スリランカ民主社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してスリランカ民主社会主義共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためスリランカ民主社会主義共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。